

仙台市 避難所運営マニュアル（別冊）

大雨時避難・開設編

「平成 27 年 9 月関東・東北豪雨」では、河川氾濫及び土砂災害の危険性が高まったことにより、市内全域に避難勧告等の避難情報を発令し、多くの避難所を開設する状況となりました。

本マニュアルは、今後、同様の災害の発生に備え、地域における水害・土砂災害の危険性に応じた避難や避難所開設について記載したものです。なお、開設後の運営はこれまでどおり仙台市避難所運営マニュアル活動編により行います。以下の方々が共有して活用します。



【地域団体】

連合町内会や町内会など、避難所が設置される地域で組織されている団体です。安全を確保するため、基本的には避難所周辺の安全が確認され、一定期間避難が継続する見込みがある場合、多数の避難者が訪れた場合に避難所運営を行います。



【避難者】

避難所に避難される方です。避難者はおおむね避難所が設置されている地域の住民ですが、他地域の浸水想定区域にお住まいの方などが避難される場合もあります。



【避難所担当課・避難所担当職員】

仙台市から避難所に派遣される職員です。土砂災害警戒情報が発表された場合、市が避難情報を発令した場合又は水害・土砂災害の前兆現象や実災害を確認した場合、避難所に避難者が発生する場合に備え、各指定避難所へ派遣されます。



【施設管理者・職員】

避難所となる施設の管理者や職員です。

仙台市避難所運営マニュアル（別冊） 大雨時避難・開設編 目次

第1章 避難

1	大雨に伴う災害について	2
2	地域のハザードマップ	4
3	日頃からの備えと大雨の際の行動	6
3-1	河川氾濫からの避難にあたって	8
3-2	土砂災害からの避難にあたって	10
3-3	河川氾濫、土砂災害からの避難にあたって	12
3-4	大雨時の避難にあたって	14

第2章 避難所開設

1	大雨時の開設避難所	18
2	関係者の行動や役割の確認	19
3	情報連絡体制	20
4	避難所開設の流れ - 指定避難所を例に -	21
4-1	避難所到着時の行動（施設管理者や施設の職員がいる場合）	22
4-2	避難所到着時の行動（施設管理者や施設の職員がいない場合）	23

第1章 避難

- ▶ 大雨時には、地域の住民が自らの判断で適切な避難行動をとることが重要です。
- ▶ 地震時と異なる避難所への避難や、状況によっては自宅にとどまるといった判断も必要になります。
- ▶ 本章では、日頃からの備えや地域における水害・土砂災害の危険性に応じた「避難の流れ」について記載しています。

1 大雨に伴う災害について

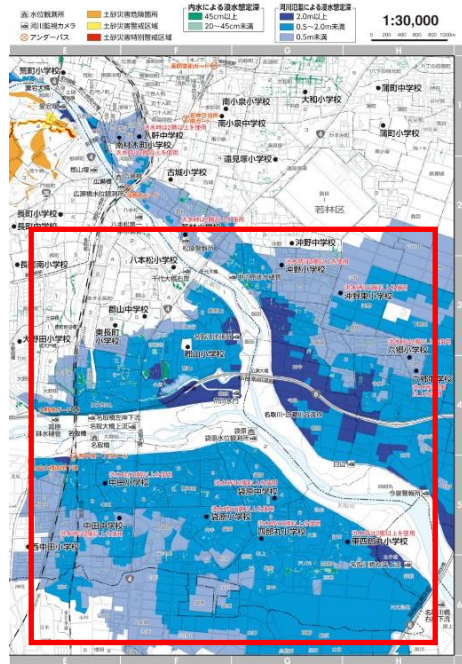
(1) 災害の種類

- ▶ 水害（河川氾濫による浸水・家屋倒壊、内水による浸水）、土砂災害

(2) 地域における水害・土砂災害のおそれのある区域の確認

- ▶ せんだい水害・土砂災害ハザードマップの確認

河川氾濫による浸水のおそれのある区域



河川氾濫による浸水想定区域

大雨によって河川の水位が高くなることで、堤防を越えて水があふれたり、堤防が決壊した場合に、浸水するおそれがある区域です。

《浸水のイメージ》

2.0m以上の区域
一般的な住宅の1階以上が水没するおそれがある。

0.5~2.0m未満の区域
一般的な住宅で1階が浸水するおそれがある。

0.5m未満の区域
一般的な住宅で床下浸水になるおそれがある。



内水による浸水のおそれのある区域



内水による浸水想定区域

雨の量が下水道などの排水施設の能力を超えるときや、河川などの排水先の水位が高くなったときに雨水を排出できなくなり、浸水するおそれがある区域です。



土砂災害のおそれのある区域

青葉区 水害・土砂災害ハザードマップ

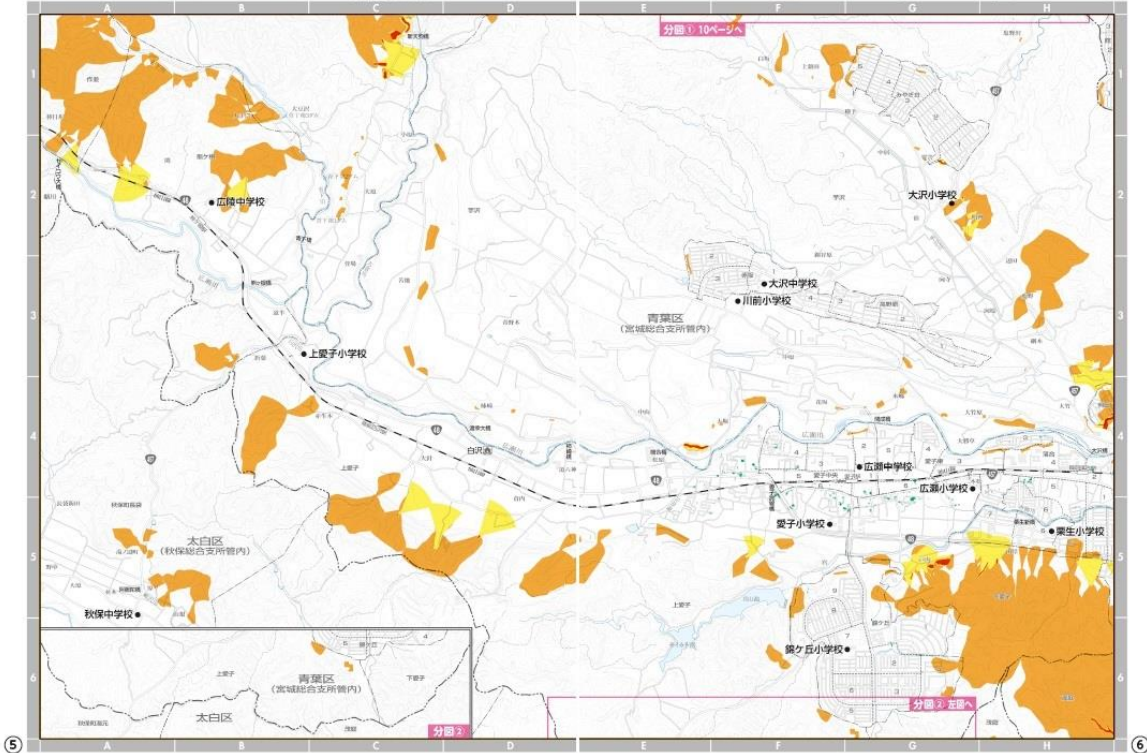
● 指定区域
指定区域は11ページに記述してあります。指定区域に指定された指定区域を指定するものではありません。指定区域については1ページ及び11ページの表を参照して判断をお願いします。

● 水位観測所

● 土砂災害危険箇所
● 土砂災害警戒区域
● 土砂災害特別警戒区域

● 内水による浸水想定深
● 45cm以上
● 20～45cm未満

1:30,000



土砂災害のおそれのある区域の種類

① 土砂災害危険箇所

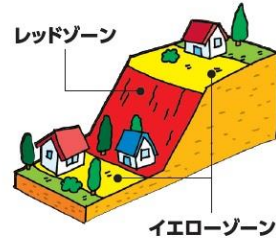
土石流、地すべり、がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）が発生するおそれのある箇所（宮城県調査結果による）。この箇所を対象として、宮城県が土砂災害防止法に基づく基礎調査を行い、土砂災害警戒区域等の指定を行います。

②-1 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

土砂災害が発生した場合、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域として、県知事が指定した区域です。

②-2 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域として、県知事が指定した区域です。



(3) 地域における水害・土砂災害の危険性に応じた避難の流れ(1つを選択)

河川氾濫	土砂災害	参照する項目番号
危険性がある	危険性がない	3-1
危険性がない	危険性がある	3-2
危険性がある	危険性がある	3-3
危険性がない	危険性がない	3-4

ハザードマップを添付しましょう。
冠水しやすい道路など地域で把握している
大雨時の危険な箇所があれば
書き込みましょう。
(見開き 2 ページ)

(メモ欄)

3 日頃からの備えと大雨の際の行動





(1) 日頃からの備え

大雨の際などに適切に避難するためには、あらかじめ、ハザードマップをもとに水害や土砂災害のおそれのある区域と、避難場所や避難経路を確認しておきましょう。なお、避難の際には、防災用品や医薬品、貴重品等必要なものを持って避難しましょう。日頃から非常持ち出し袋を準備しておくことで安心です。近所にお年寄りや体の不自由な方など早めの避難が必要な方がいる場合には、避難の際に手助けが必要か、また、目や耳が不自由な方（特に単身の方や障害者同士の夫婦等）がいる場合には、避難情報などをどのように届けるか、日頃から確認しておきましょう。

(2) 各種情報の主な入手方法

災害発生前に安全に避難するためには、必要な情報を速やかに入手することが大切です。気象情報や避難情報は、市や防災関係機関、マスメディア等から、さまざまな手段で発信されます。テレビ、ラジオ、パソコンや携帯電話・スマートフォンなどを活用し、積極的に情報を入手しましょう。これら以外に災害発生の前兆現象にも注意しましょう。

TV テレビ	ラジオ	パソコン	携帯電話 スマートフォン
<p>データ放送 (dボタン) テレビのデータ放送で気象情報や避難情報を確認できます。</p> <p>① 番組映像を見ている状態で、テレビリモコンの「d」ボタンを押す</p>  <p>② 画面にデータ放送画面が表示されます</p>  <p>③ 十字キーで移動して必要な情報に合わせて「決定」ボタンを押す ※もう一度「d」ボタンを押すとデータ放送画面が消えて元の画面に戻ります</p>	<p>仙台市ホームページ 仙台市のホームページでも避難情報を提供しています。なお、災害時はアクセス集中対策のため簡易版に自動で切り替わります。 http://www.city.sendai.jp/</p> <p>社の都防災web 仙台市内の気象情報、災害の発生状況等に関する情報を提供しています。 http://sendacity.bosai.info/sendacity/fireinfo/</p> <p>国や県のホームページ 国や県が観測した河川水位情報や河川の状況を監視する映像等を確認できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所 みやぎのかわとみち リアルタイム情報提供 http://www.thr.mlit.go.jp/sendai/livecamera/ ●宮城県土木部総合情報システム http://www.dobokusougou.pref.miyagi.jp/miyagi/servlet/Gamen30Servlet <p>仙台管区気象台のホームページ 注意報・警報などの気象情報を確認できます。 http://www.jma-net.go.jp/sendai/</p>	<p>社の都防災メール 事前に登録をいただいた方に仙台市が避難情報や気象情報、災害の発生状況等に関する情報をメールでお知らせしています。 http://sendacity.bosai.info/sendacity/bosaimail/</p> <p>仙台市危機管理室 Twitter 仙台市が避難情報などを発信しています。このほか、防災豆知識や訓練・イベントなどをお知らせしています。 @sendai_kiki</p> <p>緊急速報メール 対象地域内で携帯電話・スマートフォン(対応機種)をお持ちの方に対して、緊急を要する避難情報等を一斉にお知らせしています。</p>	

(3) 大雨・洪水や土砂災害に関する主な気象情報等

大雨注意報・警報	低地の浸水や土砂による災害(警報は重大な災害)が発生するおそれがあると予想されるとき
洪水注意報・警報	河川の増水による災害(警報は重大な災害)が発生するおそれがあると予想されるとき
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表時に、県内において1時間あたり100mm以上の短時間大雨を観測したとき
土砂災害警戒情報	大雨警報が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が非常に高まったとき
水位到達情報	洪水予報河川以外で洪水により大きな被害を生ずるおそれのある河川の区間において一定の水位に達したとき
指定河川洪水予報	洪水により大きな損害を生ずるおそれのある河川の区間において、一定の水位に達し、さらに上昇が見込まれるとき
大雨特別警報	警報の発表基準をはるかに超える豪雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっているとき

気象情報(注意報・警報)は以下の区分により発表されます。

- 東部仙台：仙台市東部(青葉区(宮城総合支所管内を除く)、宮城野区、若林区、太白区(秋保総合支所管内を除く))が該当します。
- 西部仙台：仙台市西部(宮城総合支所管内、秋保総合支所管内、泉区)が該当します。

○指定河川洪水予報は以下の区間に発表されます。

- ・名取川 左岸 仙台市太白区山田船渡前 3 番 1 地先から海まで
右岸 名取市高館熊野堂字五反田 48 番 2 地先から海まで
- ・広瀬川 左岸 仙台市若林区河原町二丁目 13 番 25 地先から名取川への合流点まで
右岸 仙台市太白区長町一丁目 1 番 1 地先から名取川への合流点まで
- ・七北田川 左岸 仙台市泉区七北田赤生津 130 番 1 地先赤生津大橋から海まで
右岸 仙台市泉区上谷刈字沼 104 番 1 地先赤生津大橋から海まで

○水位到達情報は以下の区間に発表されます。

- ・広瀬川 左右岸 仙台市愛宕橋から広瀬橋まで
- ・旧笹川 左右岸 笹川からの分岐点から名取川合流点まで
- ・七北田川 左右岸 馬橋から赤生津大橋まで
- ・梅田川 左右岸 仙台市宮城野区原町大田見橋から七北田川合流点まで
- ・砂押川 左右岸 多賀城市市川橋から海まで

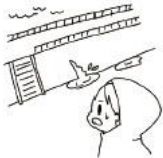
(4) 前兆現象

大雨に限らず、それほど強くない雨でも数時間から数日間降り続いた場合は、地盤がゆるんで崩れやすくなったり、川が増水したりします。災害発生の前兆現象が少しでも見られたら、速やかに安全な場所へ避難してください。

水害の前兆現象

河川氾濫による浸水

- 川の水が増えてきた
- 堤防から水が噴き出している
- 堤防に亀裂や変形が見られる



内水による浸水

- マンホールから水があふれている
- 側溝の水が逆流している
- 大きな水たまりができています



土砂災害の前兆現象

- がけ、地面のひび割れ・陥没
- がけ、斜面からの湧水
- 小石がパラパラと落ちてくる
- 地鳴り、山鳴りがする
- 湧水が止まる、川の水が濁る
- 土臭いにおいがする



(5) 避難に関する情報

災害の発生により危険が及ぶおそれがある場合等には仙台市から避難情報（避難準備情報・避難勧告・避難指示）を発令しますので、速やかに避難行動を開始してください。避難情報を発令する際には、原則として開設する避難所もあわせてお知らせします。



※避難情報の発令対象について

- ①河川氾濫による避難情報は、原則として浸水想定区域（河川氾濫）を対象に発令します。
- ②土砂災害による避難情報は、原則として土砂災害のおそれのある区域（土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域）が含まれる町丁目を対象に発令します。

避難準備の呼びかけ

避難準備情報

災害を予測して、避難の準備を呼びかけるために発令するものです。また、お年寄りや体の不自由な方は避難を開始する目安としてください。

避難を促す

避難勧告

災害が発生するおそれがあるため、避難を促すために発令するものです。災害の状況に応じて適切に避難してください。

直ちに避難を

避難指示

災害の危険が目の前に迫り、避難しなければ生命の危険が高まるような状況にある場合に発令するものです。直ちに避難してください。

緊急度

(6) 避難時の携行品(例)

- ▶ 食料・飲料水(重さに注意)、タオル、ちり紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、救急医薬品、常用の薬、お薬手帳、粉ミルク、生理用品、携帯電話の簡易充電器、現金など、自分や家族が必要とするもの
- ▶ 身軽な服装と底の厚い運動靴、雨具や防寒着など
- ▶ 家族の名札(住所、氏名、性別、生年月日、血液型を記載) など

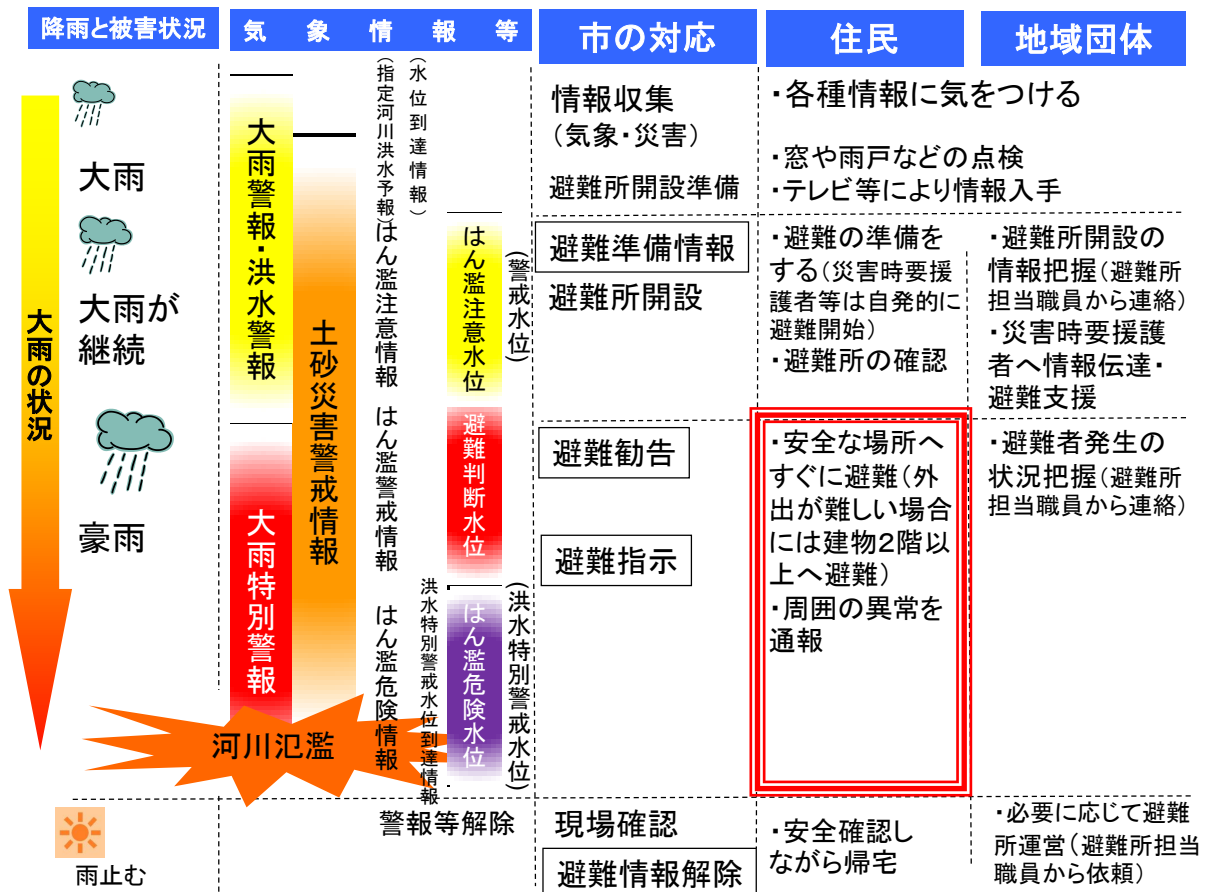
3-1 河川氾濫からの避難にあたって



(1) 避難開始の時期

- ▶ 堤防から水が噴き出すなど、前兆現象を確認したとき
- ▶ 市から地域に対し避難情報（避難準備情報、避難勧告、避難指示）の発令があったとき（避難情報はテレビやラジオ、市ホームページ、杜の都防災 Web・メール、仙台市危機管理室 Twitter、緊急速報メール、消防車、広報車などからお知らせします）

(2) 河川氾濫への対応イメージ



(3) 避難時の原則

- ▶ 河川氾濫の浸水想定区域外へ避難します。
- ▶ ハザードマップを確認し、危険な場所を通らないようにします。
- ▶ 河川や用水路の周囲に近づかないようにします。
- ▶ 1階への浸水を想定して、校舎の2階以上などへ避難します。
- ▶ 大人が歩行できる水の深さは約50cm（膝下）までとされていますが、水の流れる速ければ20cm（くるぶし程度）でも歩行できなくなります。
- ▶ 状況によっては、外へ避難するとかえって危険な場合がありますので、そのようなときは、自宅2階以上などに緊急避難します。

(4) 前兆現象又は避難情報の確認直後の避難行動

★ 前兆現象等を確認し、避難が必要な場合の行動について、流れを記載しています。

- ポイント
- 災害が発生した場合は、まず自分の身は自分で守ります。(自助)
 - 地域では、住民同士が協力し、災害時要援護者の安全を確認します。(共助)
 - 前兆現象が確認された場合は、安全確保後に消防等に通報します。

前兆現象 又は 避難情報 の確認



自分・家族の安全確保 (自助)

避難所・安全な場所の確認

①避難が必要で、早期の避難が可能な場合 (浸水想定区域外の避難所へ避難する場合)

→ **避難所**() ^
小中高等学校など避難所名を記入しましょう

→ **避難所**() ^
小中高等学校など避難所名を記入しましょう

→ **避難所**() ^
小中高等学校など避難所名を記入しましょう

②避難が必要で、避難時期が遅れた場合 (浸水想定区域内の避難所へ避難する場合)

→ **避難所**() **2階** ^
小中高等学校など避難所名を記入しましょう

※到着しても避難所が開錠されていない場合は、

区役所 (TEL) ^連絡

() ^一時避難
安全な場所を記入しましょう

③避難が必要だが、避難所への移動が危険と判断される場合

→ **近隣のコンクリート造など堅牢な建物 2階** ^

④外に出ることさえ危険と判断される場合

→ **自宅 2階以上の部屋** ^

3-2 土砂災害からの避難にあたって



(1) 避難開始の時期

- ▶ 裏山から石が転がってくるなど、前兆現象を確認したとき
- ▶ 市から地域に対し避難情報（避難準備情報、避難勧告、避難指示）の発令があったとき（避難情報はテレビやラジオ、市ホームページ、杜の都防災 Web・メール、仙台市危機管理室 Twitter、緊急速報メール、消防車、広報車などからお知らせします）

(2) 土砂災害への対応イメージ

降雨と被害状況	気象情報	市の対応	住民	地域団体
大雨	大雨警報	情報収集 (気象・災害)	・各種情報に気をつける	
大雨が継続		避難所開設準備	・窓や雨戸などの点検 ・テレビ等により情報入手	
豪雨	土砂災害警戒情報	避難準備情報 避難所開設	・避難の準備をする(災害時要援護者等は自発的に避難開始) ・避難所の確認	・避難所開設の情報把握(避難所担当職員から連絡) ・災害時要援護者へ情報伝達・避難支援
		避難勧告	・安全な場所へすぐに避難(外出が難しい場合には建物2階以上へ避難) ・周囲の異常を通報	・避難者発生状況把握(避難所担当職員から連絡)
小規模な土砂崩れ 土砂災害	大雨特別警報	避難指示		
雨止む		現場確認 避難情報解除	・安全確認しながら帰宅	・必要に応じて避難所運営(避難所担当職員から依頼)

(3) 避難時の原則

- ▶ 土砂災害のおそれのある区域外へ避難します。
- ▶ ハザードマップを確認し、危険な場所を通らないようにします。
- ▶ 河川や用水路の周囲に近づかないようにします。
- ▶ 大人が歩行できる水の深さは約 50cm（膝下）までと言われていますが、水の流が速ければ 20cm（くるぶし程度）でも歩行できなくなります。
- ▶ 状況によっては、外へ避難するとかえって危険な場合がありますので、そのようなときは、自宅 2 階以上（がけの反対側）などに緊急避難します。

(4) 前兆現象又は避難情報の確認直後の避難行動

★ 前兆現象等を確認し、避難が必要な場合の行動について、流れを記載しています。

- ポイント
- 災害が発生した場合は、まず自分の身は自分で守ります。(自助)
 - 地域では、住民同士が協力し、災害時要援護者の安全を確認します。(共助)
 - 前兆現象が確認された場合は、安全確保後に消防等に通報します。

前兆現象 又は 避難情報 の確認



自分・家族の安全確保 (自助)

避難所・安全な場所の確認

①避難が必要で、避難所までの避難経路に危険が無い場合

→ **避難所**(小中高等学校など避難所名を記入しましょう)[^]
※到着しても避難所が開錠されていない場合は、
区役所 (TEL ())[^] へ連絡
(安全な場所を記入しましょう)[^] へ一時避難

②避難が必要だが、避難所までの避難経路に危険がある場合

→ **近隣のコンクリート造など堅牢な建物**[^]

③外に出ることさえ危険と判断される場合

→ **自宅 2 階以上(がけの反対側)の部屋**[^]

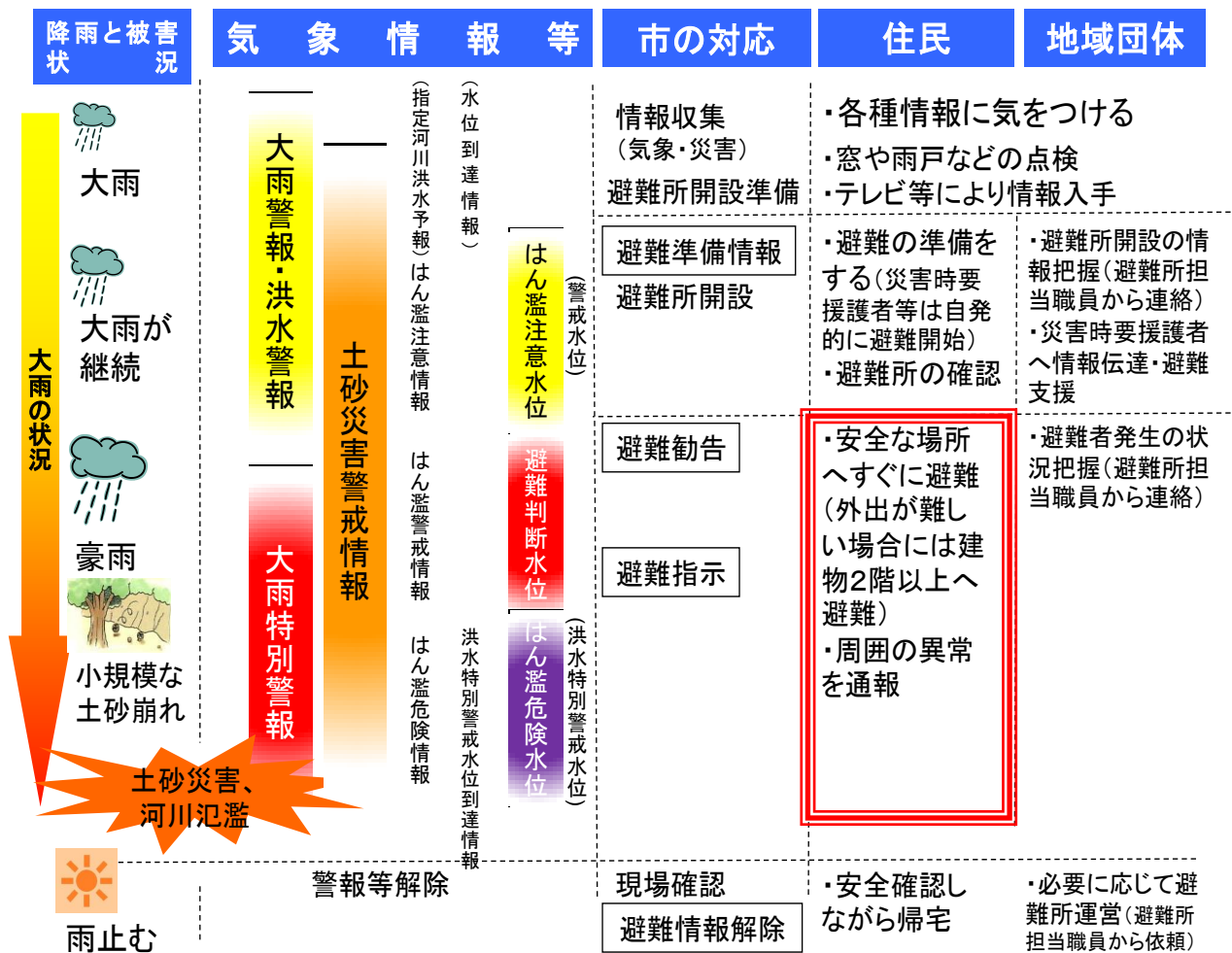
3-3 河川氾濫、土砂災害からの避難にあたって



(1) 避難開始の時期

- ▶ 裏山から石が転がってくる、堤防から水が噴き出すなど前兆現象を確認したとき
- ▶ 市から地域に対し避難情報（避難準備情報、避難勧告、避難指示）の発令があったとき（避難情報はテレビやラジオ、市ホームページ、市の都防災 Web・メール、仙台市危機管理室 Twitter、緊急速報メール、消防車、広報車などからお知らせします）

(2) 河川氾濫、土砂災害への対応イメージ



(3) 避難時の原則

- ▶ 河川氾濫の浸水想定区域外及び土砂災害の恐れのある区域外へ避難します。
- ▶ ハザードマップを確認し、危険な場所を通らないようにします。
- ▶ 河川や用水路の周囲に近づかないようにします。
- ▶ 1階への浸水を想定して、校舎の2階以上などへ避難します。
- ▶ 大人が歩行できる水の深さは約50cm（膝下）までとされていますが、水の流が速ければ20cm（くるぶし程度）でも歩行できなくなります。
- ▶ 状況によっては、外へ避難するとかえって危険な場合がありますので、そのようなときは、自宅2階以上（がけの反対側）などに垂直避難します。

(4) 前兆現象又は避難情報の確認直後の避難行動

★ 前兆現象等を確認し、避難が必要な場合の行動について、流れを記載しています。

- ポイント
- 災害が発生した場合は、まず自分の身は自分で守ります。(自助)
 - 地域では、住民同士が協力し、災害時要援護者の安全を確認します。(共助)
 - 前兆現象が確認された場合は、安全確保後に消防等に通報します。

前兆現象 又は 避難情報 の確認



自分・家族の安全確保 (自助)

避難所・安全な場所の確認

①避難が必要で、避難所への避難経路に危険が無く、早期の避難が可能な場合
(浸水想定区域外の避難所へ避難する場合)

→ **避難所**()[^]
小中高等学校など避難所名を記入しましょう

→ **避難所**()[^]
小中高等学校など避難所名を記入しましょう

→ **避難所**()[^]
小中高等学校など避難所名を記入しましょう

②避難が必要で、避難所への避難経路に危険は無いが、避難時期が遅れた場合
(浸水想定区域内の避難所へ避難する場合)

→ **避難所**()^{2階}[^]
小中高等学校など避難所名を記入しましょう

※到着しても避難所が開錠されていない場合は、

区役所 (TEL) [^]連絡

() [^]一時避難
安全な場所を記入しましょう

③避難が必要だが、避難所までの避難経路に危険がある場合

→ **近隣のコンクリート造など堅牢な建物 2階** [^]

④外に出ることさえ危険と判断される場合

→ **自宅 2階以上(がけの反対側)の部屋** [^]

3-4 大雨時の避難にあたって



(1) 避難開始の時期

- ▶ 危険を感じたとき（自己判断による避難となります）
- ▶ 市から地域に対し避難情報（避難準備情報、避難勧告、避難指示）の発令があったとき（避難情報はテレビやラジオ、消防車、広報車、杜の都防災 Web・メール、仙台市危機管理室 Twitter、市ホームページ、緊急速報メールなどからお知らせします）
※土砂災害や河川氾濫のおそれのある区域外であっても、災害の発生状況により、避難情報が発令される場合があります

(2) 大雨への対応イメージ

降雨と被害状況	気象情報等	市の対応	住民	地域団体
大雨	大雨警報・洪水警報	情報収集 (気象・災害)	・各種情報に気をつける	
大雨が継続		避難所開設準備	・窓や雨戸などの点検 ・テレビ等により情報入手	
豪雨	土砂災害警戒情報	避難準備情報	・避難の準備をする(災害時要援護者等は自発的に避難開始)	・避難所開設の情報把握(避難所担当職員から連絡)
		避難所開設	・避難所の確認	・災害時要援護者へ情報伝達・避難支援
地下空間の浸水等 内水氾濫等	大雨特別警報	避難勧告	・安全な場所へすぐに避難(外出が難しい場合には建物2階以上へ避難) ・周囲の異常を通報	避難者発生状況把握(避難所担当職員から連絡)
		避難指示		
雨止む	警報等解除	現場確認 避難情報解除	・安全確認しながら帰宅	・必要に応じて避難所運営(避難所担当職員から依頼)

(3) 避難時の原則

- ▶ 緊急事態でない限り、自宅2階以上など、自宅内の避難を優先します。
- ▶ 大人が歩行できる水の深さは約50cm(膝下)までとされていますが、水の流れる速ければ20cm(くるぶし程度)でも歩行できなくなりますので注意します。
- ▶ ハザードマップを確認し、危険な場所を通らないようにします。
- ▶ 河川や用水路の周囲に近づかないようにします。

(4) 避難情報の確認直後の避難行動

★ 避難情報を確認する等、避難が必要な場合の行動について、流れを記載しています。

- ポイント
- 災害が発生した場合は、まず自分の身は自分で守ります。(自助)
 - 地域では、住民同士が協力し、災害時要援護者の安全を確認します。(共助)
 - 前兆現象が確認された場合は、安全確保後に消防等に通報します。

危険を感じる 又は 避難情報の確認



自分・家族の安全確保 (自助)

避難所・安全な場所の確認

①危険と判断した場合

→ **自宅 2 階以上**へ

②避難が必要で、避難所への避難経路に危険が無い場合

→ **避難所**(小中高等学校など避難所名を記入しましょう)へ

※到着しても避難所が開錠されていない場合は、

区役所 (TEL 区役所電話番号) へ連絡

(安全な場所を記入しましょう) へ一時避難

③避難が必要だが、避難所への移動が危険と判断される場合

→ **近隣のコンクリート造など堅牢な建物**へ

第2章 避難所開設

- ▶ 大雨時の避難所開設については、災害発生前に安全に避難できるよう避難所を早めに開設しておくという点、開設と避難者の受け入れは基本的に避難所担当職員及び施設管理者が行うという点、豪雨が止むまでの間だけの開設となることが多い点、避難所の立地によってあらかじめ使用の可否や使い方が決まっている点が地震の場合と大きく異なります。
- ▶ 本章では、大雨時に開設される避難所、避難所開設までの流れ、関係者の情報連絡体制について記載しています。

1 大雨時の開設避難所

★ 河川水位や土砂災害の危険度の上昇に伴い、避難情報を発令した場合に開設される避難所について記載しています。

- ポイント
- 地域の避難所がどのように開設されるのか確認します。
 - 河川氾濫は浸水想定区域外への避難が原則となりますので、河川から離れた避難所も開設します。
 - 下記の状況に合致しない場合でも、前兆現象や実災害により例外的に開設することがあります。

(1) 河川氾濫

▶ 水位上昇が確認された河川区間の浸水想定区域に避難情報を発令し、浸水想定区域を含む区内の全ての指定避難所を開設します。

	七北田川	梅田川	広瀬川	名取川	砂押川
河川ごとの開設避難所	宮城野区、若林区、泉区内全て	宮城野区内全て	青葉区、宮城野区、若林区、太白区内全て	宮城野区、若林区、太白区内全て	宮城野区内全て

七北田川の水位が上昇した場合（例）



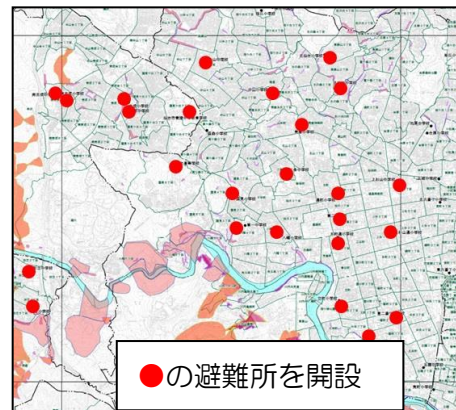
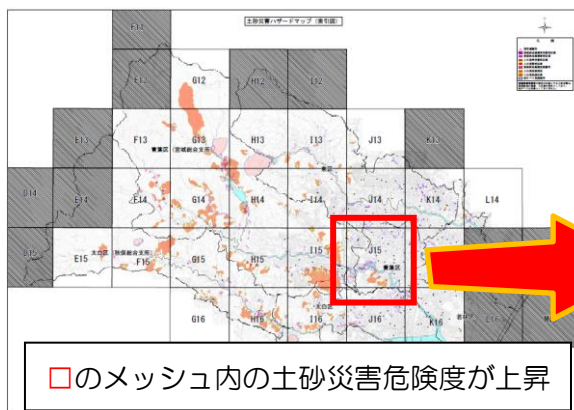
※青葉区は宮城総合支所管内、太白区は秋保総合支所管内を除きます。

※岩切東コミュニティ・センターは七北田川の浸水想定区域内で平屋建てのため、開設しません。

(2) 土砂災害

▶ 宮城県土砂災害警戒情報システムで土砂災害危険度の上昇が確認された5kmメッシュ内の土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所（地すべりを除く）を含む町丁目に避難情報を発令し、5kmメッシュ周辺の指定避難所を全て開設します。

J15の土砂災害危険度が高まった場合（例）



※人來田中学校、八乙女中学校は土砂災害警戒区域内に体育館があるため、開設しません。

2 関係者の行動や役割の確認



「地域団体」の行動や役割

- ▶ 気象等の防災情報や避難情報を、テレビやラジオ、市ホームページ、杜の都防災 Web・メール、仙台市危機管理室 Twitter、緊急速報メール、消防車、広報車などからいち早く得るようにします。
- ▶ 避難情報や避難所の状況について、避難所担当職員からの連絡を受けて把握します。
- ▶ 避難情報を受け、高齢者や障害者など、地域の災害時要援護者へ情報伝達を行うとともに、自力での避難が困難な地域住民の避難支援を行います。
- ▶ 基本的には避難所周辺の安全が確認され、一定期間避難が継続する見込みがある場合、多数の避難者が訪れた場合に避難所担当職員からの依頼を受け、運営を行います。

【注意！】避難所開設への参加

豪雨が続く中での外出は危険を伴います。地域団体で自主的に避難所開設に関わる場合は、道路が冠水する前など早期の段階で参集してください。



「避難所担当課・避難所担当職員」の行動や役割

- ▶ 該当する地域団体へ避難情報の発令や避難所開設状況等を情報提供します。
- ▶ 土砂災害警戒情報の連絡を受け、避難所へ向かいます。
- ▶ 市が避難情報（避難準備情報、避難勧告、避難指示）を発令した場合や、水害・土砂災害の前兆現象や実災害を確認した場合、避難所に避難者が発生した場合など、区災害対策本部の連絡又は指示に基づき避難所の開設を主体的に行います。
- ▶ 避難者が発生した場合は、屋内受入を行い、区災害対策本部に連絡します。
- ▶ 区災害対策本部からの連絡を受け、地域団体へ避難所運営を依頼します。



「施設管理者・職員」の行動や役割

- ▶ 土砂災害警戒情報の連絡を受け、避難所へ向かいます。
- ▶ 市が避難情報（避難準備情報、避難勧告、避難指示）を発令した場合や、水害・土砂災害の前兆現象や実災害を確認した場合、避難所に避難者が発生した場合などに区災害対策本部の連絡又は指示に基づき、避難所の開設を行います。
- ▶ 施設利用者の安全を第一に確保し、施設の安全確認を行います。



「区災害対策本部」の行動や役割 ※「区災害警戒本部」を含む

- ▶ 土砂災害警戒情報が発表された場合、市本部から避難情報が発令された場合、避難所に避難者が発生した場合に避難所開設指示等を「避難所担当職員」及び「施設管理者」に伝達します。
- ▶ 避難所の状況を市災害対策本部へ報告します。
- ▶ 避難所周辺の安全確認後、一定期間避難が継続する見込みがある場合、多数の避難者が訪れた場合に地域団体への避難所運営依頼を決定します。

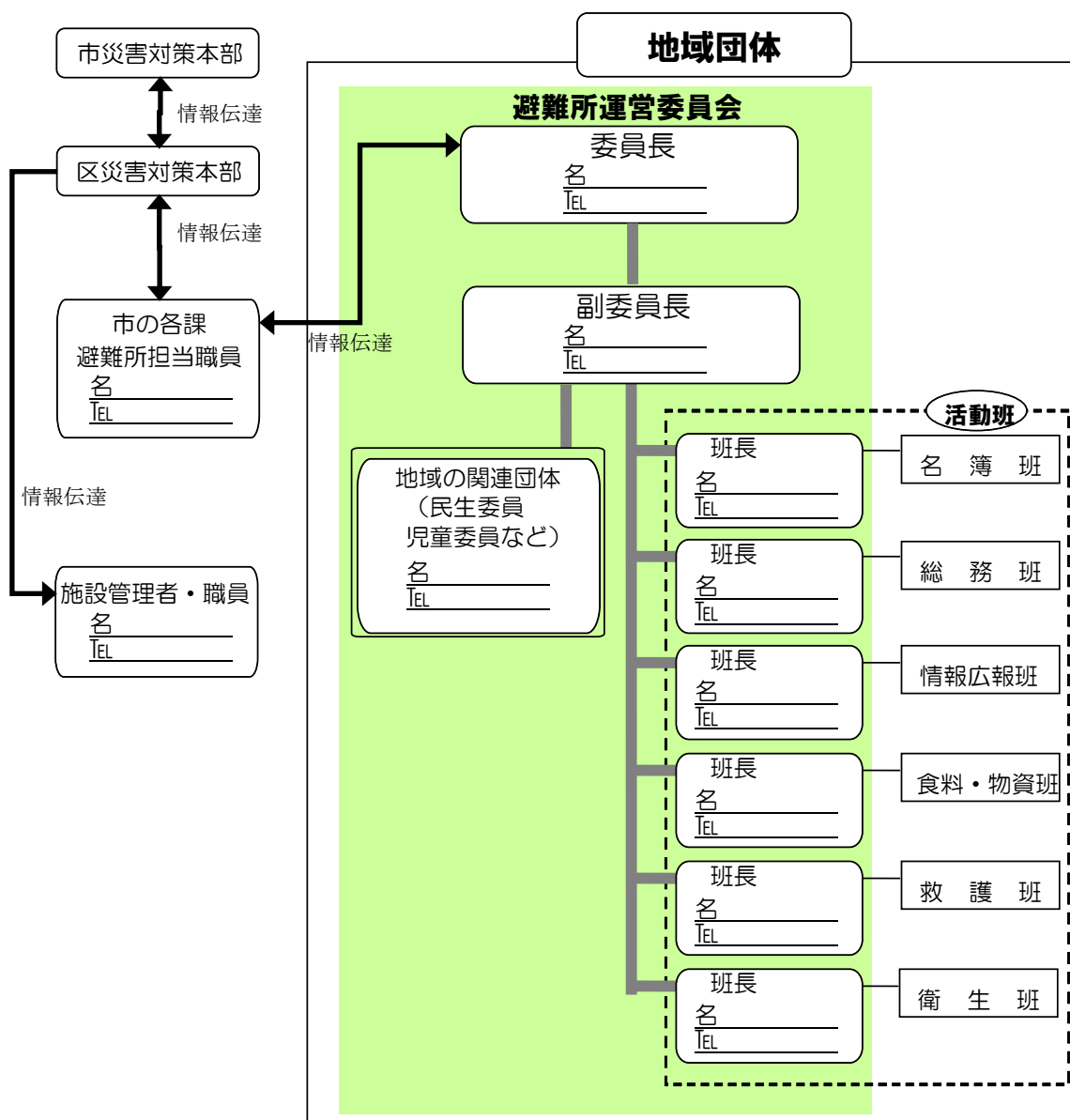
3 情報連絡体制

- ★ 市災害対策本部、区災害対策本部、避難所担当職員、施設管理者、地域団体の情報連絡を行う体制です。
- ★ 主に避難所開設、避難者発生、避難所運営依頼、避難所閉鎖を連絡します。

(1) 連絡内容

- ▶ 避難所開設時は、地域への避難情報発令状況、避難所開設時間、職員到着の有無等を連絡します。
- ▶ 避難者発生時は、避難者の人数、避難者の情報等を連絡します。
- ▶ 避難所運営依頼時は、避難所運営の依頼、避難者の人数等を連絡します。
- ▶ 避難所閉鎖時は、避難者の有無、移動先、避難情報の解除等を連絡します。

(2) 連絡体制図

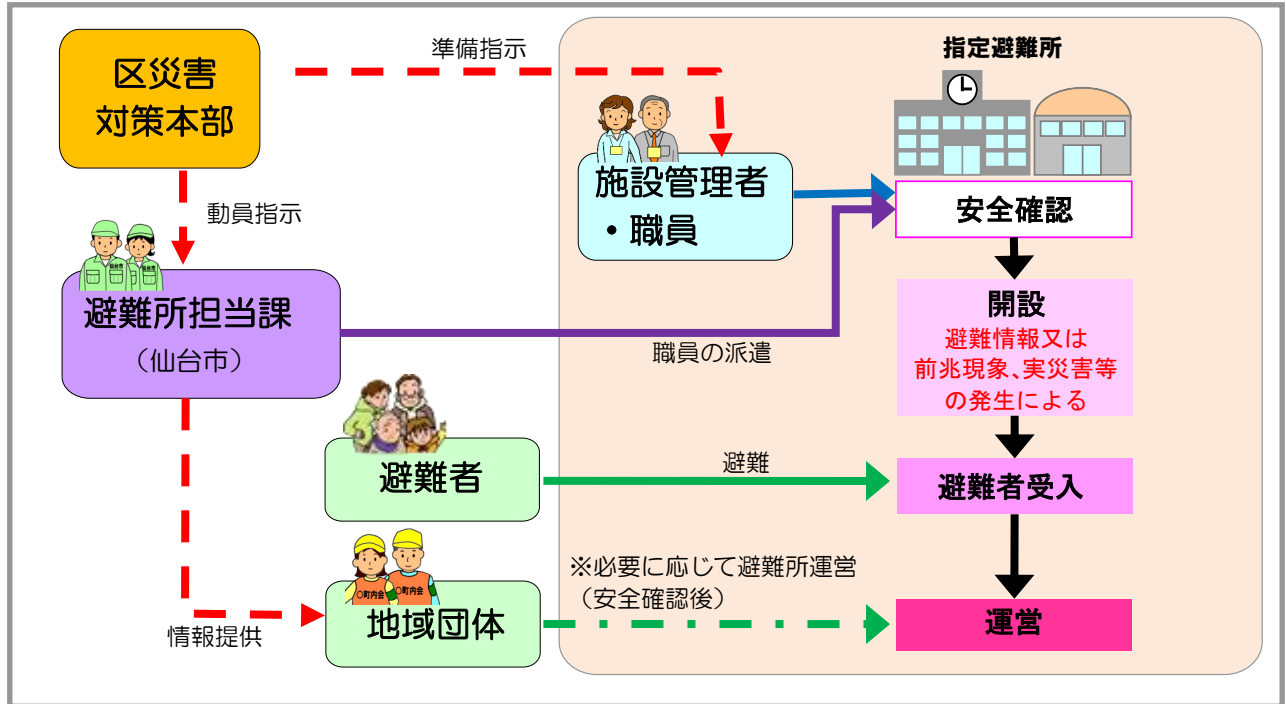


※ 各班員・組員(避難者)には、班長・組長が伝達し連携しましょう。

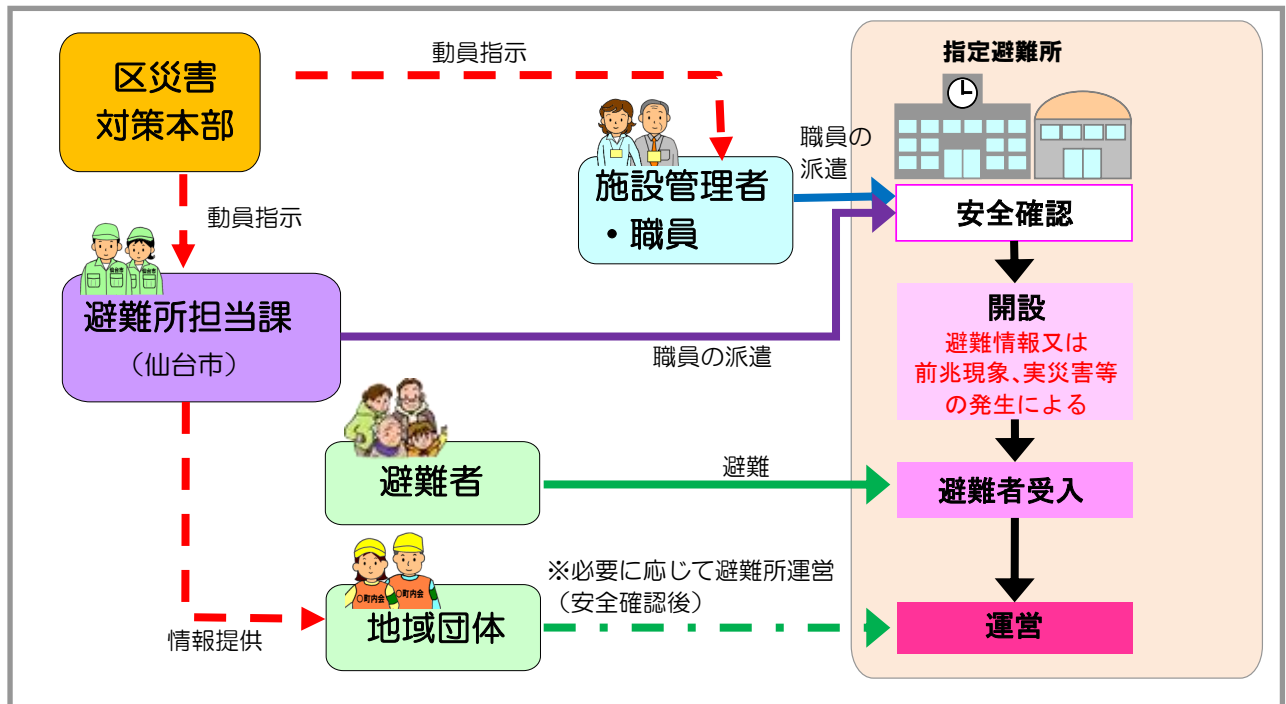
4 避難所開設の流れ - 指定避難所を例に -

- ★ 区本部の開設指示から避難所を開設するまでの基本的な流れを記載しています。
- ★ ここでは、「指定避難所」を例にしています。
- ★ 災害が発生した時間帯によって、対応が一部異なります。
- 下図を参考に、該当する時間帯に応じて「避難所到着時」の行動要領に進んでください。

* 施設の職員がいる時間帯 (避難所到着時の行動は4-1へ)



* 施設の職員がいない時間帯 (避難所到着時の行動は4-2へ)



4-1 避難所到着時の行動（施設管理者や施設の職員がいる場合）

- ★ 平日の日中など、避難所に施設管理者等がいる時間帯の行動要領です。
 - 特徴 施設の鍵が開いている。
施設管理者等が施設の安全確認を行っている。
- ★ 以下の手順で、避難所屋内へと避難します。



チェック

施設管理者・職員

施設の安全確認を実施します。

- * 児童・生徒や施設の利用者の誘導を行います。
- * 施設の安全を確認します。建物が明らかに危険な状態の場合は避難所を開設しません。



チェック

避難所担当職員

避難所に到着したら、避難の状況や施設の状況を確認します。

- * 施設管理者等が施設の安全確認を行っていますので支援します。

チェック

避難の状況や施設の被害状況などを区災害対策本部へ報告します。

- * 「避難所状況報告書（様式集P1）」にまとめ、電話や防災行政用無線で状況を報告するとともに、本部の指示の下必要な行動を行います。
- * マニュアルシート集G-①に同内容が記載されています。

チェック

施設の安全が確認され、避難者が発生したら屋内に誘導します。

- * 体育館などの広いスペースに誘導します。（浸水想定区域内は校舎等2階以上）
- * 施設が危険と判断される場合は、区災害対策本部の指示に基づき、避難者を他の避難所へ誘導しましょう。

一定期間避難が継続する見込みがある場合、多数の避難者が訪れた場合、避難所周辺の安全確認後に避難所運営

地域団体



地域団体、避難所担当職員、施設管理者や施設の職員が集合し、避難所運営を行います。

- * 避難状況に応じてやるべきことを確認しあい、分担します。

4-2 避難所到着時の行動（施設管理者や施設の職員がいない場合）

- ★ 夜間や休日など、避難所に施設管理者等がいない時間帯の行動要領です。
- 特徴 避難者の到着時に、職員が未到着（鍵が開いていない）の場合があるため、入り口等で待機していただくことがあります。
- ★ 以下の手順で、避難所内へと避難します。



施設管理者・職員

チェック

避難所に到着したら、施設の安全確認を実施します。

- * 施設の安全を確認します。建物が明らかに危険な状態の場合は避難所を開設しません。



避難所担当職員

チェック

避難所に到着したら、施設の安全確認を実施します。

- * 施設の安全を確認します。建物が明らかに危険な状態の場合は避難所を開設しません。

チェック

避難の状況や施設の被害状況などを区災害対策本部へ報告します。

- * 「避難所状況報告書（様式集 P1）」に記入し、電話や防災行政用無線で状況を報告するとともに、本部の指示の下必要な行動を行います。
- * マニュアルシート集 G - ①に同内容が記載されています。

チェック

施設の安全が確認され、避難者が発生したら屋内に誘導します。

- * 体育館などの広いスペースに誘導します。（浸水想定区域内は校舎等 2 階以上）
- * 施設が危険と判断される場合は、区災害対策本部の指示に基づき、避難者を他の避難所へ誘導しましょう。

一定期間避難が継続する見込みがある場合、多数の避難者が訪れた場合、避難所周辺の安全確認後に避難所運営

地域団体



地域団体、避難所担当職員、施設管理者や施設の職員が集合し、避難所運営を行います。

- * 避難状況に応じてやるべきことを確認しあい、分担します。

仙台市避難所運営マニュアル（別冊） 大雨時避難・開設編

発行年月 平成28年4月
編集・発行 仙台市危機管理室防災計画課
〒980-8671
仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
電話：022-214-3046
